

# 令和2年第6回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年6月5日(金)  
午前10時00分開会 午前11時40分閉会
2. 場 所 廿日市市役所 7階 会議室
3. 出席委員(農業委員13名) ※新型コロナ感染対策のため、農業委員のみ参集
  - 1番 古川 憲吾
  - 2番 河井 孝之
  - 4番 黒田 球貴
  - 5番 中山 誠治
  - 6番 岩木 國明
  - 7番 梶原 安行
  - 8番 岡 真由美
  - 9番 是佐 恵美子
  - 10番 木浦 紀幸
  - 11番 榎本 健児
  - 12番 山田 政則
  - 13番 沖村 弓枝
  - 14番 河野 義刀(推進委員0名)
4. 欠席委員(1名)
  - 3番 中田 安義
5. 議事録署名委員
  - 4番 黒田 球貴
  - 5番 中山 誠治
6. 会議に出席した委員以外の者  
なし
7. 服務のため出席した者
  - 農業委員会 事務局長 河内 光也
  - 係 長 比良 大助
  - 主任主事 武田 枝梨加
  - (佐伯支所) 主 査 西田 昭子
  - (吉和支所) 専 門 員 西本 真
  - (大野支所) 主 幹 小林 公明
  - (宮島支所) 主任主事 佃 雅文
8. 会議に諮った議題  
《審議事項》
  - (1) 議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について  
(利用権賃借)
  - (2) 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - (4) 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - (5) 議案第28号 非農地証明交付申請について
  - (6) 議案第29号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について
  - (7) 議案第30号 平成31年(令和元年)度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
  - (8) 議案第31号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

《報告事項》

- (1) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (2) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前10時00分)

事務局	<p>初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>会長挨拶。</p> <p>廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。着席させていただきます。</p> <p>ただいまから令和2年第6回廿日市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名中、今日、中田委員が都合で欠席ということではありますが、1名の欠席でございます。在任委員の過半数の委員が出席しておりますので、農業員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立をしております。</p> <p>続いて、議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づき、4番の黒田委員、5番の中山委員のご両名にお願いをいたします。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入ります。</p> <p>まず初めに、審議事項に入ります。</p> <p>議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号50番、51番については、議席番号7番の梶原委員が関係する案件のため、先に番号49番、52番から55番を審議します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借についてのうち、番号49番、52番から55番について、説明させていただきます。</p> <p>それでは、座って説明させていただきます。</p> <p>議案書は2ページに総括表、3ページから5ページに内訳、位置図は1ページから3ページになります。</p> <p>初めに番号49番、農地の所在地は、浅原字安井原、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1,262平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和7年3月31日までの使用賃借の新規設定を行うものです。</p> <p>次に、番号52番から54番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。</p>

農地の所在地は、玖島字上大町、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は4筆の6, 185平方メートルで、利用目的は田及び畑です。期間は公告日から令和5年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものでございます。本来であれば、再設定を行うものですが、令和2年3月31日に利用権の設定期間が終了しているため、新規設定扱いとなっております。

次に、番号55番、農地の所在地は、浅原字中庫、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1, 674平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和7年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。

いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で、議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号49番、52番、53番、54番、55番について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。

古川委員、梶原委員、よろしく申し上げます。

1番委員

1番の古川です。番号49について、ご説明申し上げます。

ここにつきましては、5月14日に正木推進委員と事務局2名と共に現地の確認を実施しました。実施したときは、もう田植が済んでおりました、植付けが完了しているという状況を見させていただきました。番号49番の地図は、1ページにございます。これにつきましては、親戚同士になります。貸付人は、非常にご高齢でございまして、農業ができないということで、しばらく休耕田となっております。そこを親戚に当たる借受人が耕作されるということになりまして、非常によいことだと思います。あと、この上にもう1枚、休耕田があるのですが、これが完了すれば小田原ですけれども、全部植付けが、何らかの方法で完了されているという状況にもなりますし、非常によいことだと思いますので、ご審議のほうお願いいたします。以上です。

続きまして、ページめくっていただきまして、55番です。こちらにつきましても地図は1ページにございます。ここも5月14日に正木推進委員と事務局2名で確認をいたしました。先ほどもそうだったのですけれども、この時期ですので、該当農地は既に田植が終わっております。持ち主であった貸付人が昨年亡くなられて、相続人である子ですけれども、佐伯地域に住まわれてはおられますが、実家の農業まではできない

議長

ということで、該当農地につきまして、近くにお住まいの借受人が耕作することとなったものです。借受人は、もう何年も農区長をされておりました、地域の農業に非常に理解の深い方でございまして、問題はないかと思えます。ご審議をお願いいたします。以上です。

7番委員

では、次お願いします。

7番の梶原です。52、53、54番について、受け手が同一人でございますので、一括してご説明をいたします。先ほど事務局からご説明ありましたように、これは借受人、この方がもう何年も作っておられまして、今回少し手続が遅れたということでありまして、もう作付も済んでおりますし、何ら問題はないと思えますので、よろしくお願いいたします。

議長

これについて、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。

大変いい利用権設定の集積になろうかと思えますが、ご意見ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

意見がないようですので、お諮りをします。

議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号49番、52番から55番について、承認することに異議はございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号49、52番から55番について、承認することに決定をいたします。

続きまして、議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号50番、51番について議案としますので、梶原委員のご退席をお願いいたします。

＝梶原委員 退席＝

議長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

続きまして、番号50番、51番につきましては、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

番号50番、51番、農地の所在地は、玖島字下大町、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は3筆の

3, 224平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和7年3月31日までの賃貸借及び使用貸借の新規設定を行うものです。本来であれば、再設定を行うものなのですが、番号50番につきましては平成28年3月31日、番号51番につきましては令和2年3月31日に利用権の設定期間が終了しているため、新規設定扱いとなっております。

いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で、議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、番号50番、51番について、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、岩木委員、よろしく申し上げます。

6番委員

6番の岩木です。番号50番、51番について、受ける方が同一のため、同時にご報告をさせていただきます。地図は2ページでございます。貸付者の両名ですが、利用権設定を受ける方が梶原委員ということで、本来ならば更新の時期なのですが、期間更新が若干ずれまして、新規と表記されております。5月15日に現地確認をいたしました。事務局2名の方と平尾推進委員と私とで現地確認に出向き確認をいたしました。もう作付はしておられて、何ら問題ないと思いますので、ご意見のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議長

どうもありがとうございました。

それでは、これについてのご意見、ご質問等があればお願ひをいたします。ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

意見がないようですので、お諮りをします。

議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号50番、51番について、承認することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号50番、51番について、承認することに決定します。

それでは梶原委員、お戻りください。

= 梶原委員 復席 =

議長	<p>続きまして、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は6ページに総括表、7ページに内訳、位置図は4ページになります。</p> <p>番号119番、農地の所在地は、原字橋本で、登記地目は田、面積は2筆の1、245平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作が困難なため、譲受人は隣接する宅地を購入し、農業経営を引き継ぐためで、有償の所有権移転でございます。</p> <p>譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。沖村委員、お願いします。</p>
13番委員	<p>13番の沖村です。119番の説明を行います。地図は4ページです。場所は、119番の赤い斜線が入ったところに横に赤線がありますが、これが上平良と原の境界線ぐらいになっているバス路線のところですか。119番の当地のすぐ下にある家を買われるのですが、この用地は、この家からでないと行けない、外部からの進入路がないような農地です。少し広いようにも思いますけれども、きれいに作付もされているところもあり、梅や栗の木やいろいろ植えておりまして、耕運機と草刈り機を所有されているということで、できるのではないかと思います。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま説明がございました。これについて、3条についてのご意見を伺います。 どうですか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>ご意見がないようでございます。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p>

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。

続いて、議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議案としますが、番号62番については、議席番号10番の木浦委員が関係する案件のため、木浦委員、ご退席をお願いをいたします。

=木浦委員 退席=

議長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。

議案書は8ページ、位置図は5ページになります。

番号62番、農地の所在地は、玖島字正之原で、登記地目は田、面積は6筆の3、155平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するための申請でございます。

この案件につきましては、面積30アール以上のため、本総会で承認された場合、広島県農業会議が開催する常設審議委員会で諮問する予定でございます。

書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により、周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。

以上で、議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。

岩木委員、お願いします。

6番委員

6番の岩木です。番号62番について、ご報告いたします。事務局からもありましたように、過去に一時転用の申請があり、また今回申請されたわけです。地図は5ページを参照してください。3月16日に事務職員2名と堀田推進委員と現地を確認いたしました。過去の転用について、水路等の問題があり、いまだに影響としては表土がまだ野積みにされている状況です。隣接地の地権者との交渉が難航ということで保留されています。それで、今回、地権者が隣接地の許可承認の申請を提出されたわけなのです。ここの転用ですが、申請人は、工場を持っておられ、その周辺地域に1トンプロックが散在しております

	<p>ので、そのブロックを集積してその置場にしたいという状況です。以上が、報告になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。これにつきまして、委員各位のご意見、ご質問等があればお願いいたします。</p>
7 番委員	<p>この農地は、もう十何年にもなりますかね。そのときに一時転用で出たわけです。それで、今、岩木委員から報告がありましたように、まだ表土が山積みになっているということです。その時の一時転用が3年ということですので、延長の申請というのが1回ありました。私が会長をさせていただいたときにあったのですが、それからまだ一時転用の完了届というのが出ていないと思うのです。それと、この今の4条の申請というこの整合性というか、これ構わないのですかね。今度は県へこれが出ますが、県でそのことで何か指摘がありはしないかと思うのですが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>一時転用を経て、延長の申請、また再度の転用というところで多分引っかかって、水路等の問題があって承認が得られなかったのではないかと思います。その後、一応、完了届を出していただくようにということで口頭ではお願いをしていたと思います。その後には、今回の4条の許可によることでの問題というのは特にはないようには思っております。</p>
7 番委員	<p>だから、まだ完了届というのが必要なことはないのですか。</p>
事務局	<p>そこまでのまだ提出は求められておりませんので、現段階では大丈夫だとは認識はしております。</p>
7 番委員	<p>こういうような事があって、今の一時転用でもって造成、ここが何枚地くらいありましたかね、かなり枚数としてはあったわけですよ。それで一時転用、あとは農地として活用するという申請だったわけですが、こういうように今の非農地ではなく未整備の農地をこういう格好でやるというようなことが、これから多岐に出てきたりしませんかのということにも思うわけですよ。</p> <p>こういう点については、しっかり事務局でも、見ていただきたいというように思いますね。</p>
事務局	<p>そうですね。今回の案件、若干イレギュラーなケースということで、県にもご相談をさせていただいているのですけれど、今後についても、やはりこういった事があってはいけないとは考えております。うちとすれば、地域等との確認をさせていただいているのですけれども、その際に、今回のように、難しい</p>



	<p>案件が出るときには、その都度確認はしたいと思っておりますし、現地確認等に行った際には、おいおいには確認をしております。</p>
7 番委員	<p>それと、今のこの申請人は、会社の後ろに農地をお持ちですが、今の申請地との間の農地もこういうような格好で一時転用でもって、今、造成されておりますが、この造成についても、私が見てもこれは問題だというようなところがあります。その指摘は事務局からもしてもらっておりますが、まだ改善がされていないということがあります。これもしっかり指導して、後まだ届けが完了していないところは、今の申請地の何倍もの面積がありますよね。それと、これと同時にもう2名の方の農地もこうした一時転用で出ているわけですよ。これも一時転用のときに、これを誰が管理するのかというように尋ねたところ、この申請人が管理はしていく、工事の管理はしていくということでしたので、そのほうの指導も併せてお願いしたいというように思います。</p>
事務局	<p>そこら辺は心得ております。今回の案件とは別の農地かと思いますが、これ確か開発の関係の許可も多分関わっているかと思っておりますので、そういった土木関係のところの関係課とも連絡を取りながら、うちもしっかりと確認とか指導をしていきたいと思っております。</p>
7 番委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
1 2 番委員	<p>一時転用というのは、例えば今日からいついつまでを何かの目的で使わせてほしいということでしょう。そうしたら、その日にちが済んだら、終わりました、それからまた元へ返すのなら元へ返すとか、どういうか、そういう完了証明というか、証明いうか、完了しましたというのがなければ、おかしいのではないですか。</p>
事務局	<p>それは、今回の農地改良については完了届というのがあるのですが、一時転用についての完了届というのには、一定の面積以上でないといけないみたいですよ。</p>
1 2 番委員	<p>要らないのですか。</p>
事務局	<p>はい。必ず、その期間が設けられているので、その期間が終わったときに事務局で転地転用が終わっているかどうか、農地に復元されているかどうかというのは確認に行っています。</p>
1 2 番委員	<p>完了しましたという届けは要らないが、確認は行くのですね。</p>
事務局	<p>はい。完了していないようであれば、早く原状復帰しなさい</p>

ということは、口頭でさせていただいていますので、今までにそういった事例はあります。

すみません。さっきの話に戻るのですが、一応、県には、一時転用後、永久転用の申請が可能かどうかというのは、去年確認させていただいてまして、それは問題ないということで回答は頂いています。失礼しました。

議長

私から少し発言するのは、適当ではないと思いますが、私が農業委員会へ出たときから、この申請者とこの隣接する者と、水路の問題でいろいろもめていたように思うのですが、今、水路に関わる関係はもうないのですか。地元委員さん、同意をして、現地を見られているのですか。全部隣接した同意書が出ていますが。

7 番委員

水路で問題が起きたというのは、今、申請地で直接隣の地権者からあったということで、それは地権者とそれから今の隣接の所有者との話合いというのは持っていただきましたし、それは、話が決裂したという格好でいたわけですが、この申請人も、もともとここを一時転用申請されたのは、申請人の父です。それから今の隣地の方ももう亡くなっておられるということで、この間の事務局の話聞けば、その隣地の承諾は得るということで、それが承諾されたということでこういった申請が出ているのだと思うわけです。それと今のまだこの隣の今の一時転用で農地改良されたところにも、これは隣接の農地の方から言われたわけではないのですが、私が見ても用水路がずっと下に、あの下に用水路がある、もともとの用水路が地上げされた元のままでブロックを継いで、下のほうにあります。このような状況ですので、こういうところもよく分からないのですが、申請人との売買がまだ完了はしていないのか、どうなのか、そうした登記がついていないというような農地も中にはあるのではないかなと私は思うわけです。今、法人におりますので、そこで作業に行ったので、ここにこの人かたの農地があったがのというように思っているわけですが、その一時転用のときにそれは申請人の農地として一時転用の申請がされていたわけです。だから、まずそうしたところもまだはっきりしたことが分かっていないという中で、また次にこの申請地がほかのこの4条になるのか5条になるのか出てくるのではないかなというような懸念を持っております。それで、そうした中でやはり事務局としてもしっかりそうした指導なり、確認をしていただきたいというところではあります。

事務局

そうですね。今の番号62番の案件とは隣の部分なので、そこらはそちらでの対応にはなろうかとは思いますが、今回の審議でいきますと、番号62番の地番につきましては、隣接地等々からの承諾も得ておりますし、土地の所有者の方、相続人の

	<p>方からは一応、承諾書も全員から頂いておりますので、私どもとしては、この農地法の資材置場の転用に係る分については、隣接地の方は承諾されて、認識はされているものと思っております。</p> <p>私どもとしては、一応、書類上、周りの意見を聞く限りでは問題はないのかなと今のところ考えてはおります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ、それはそれで隣接地から出ていたけれども、いろいろな指導ということが先ほどから出ていますし、まだ、完了届もその時には出ていなかったということで、今、聞けば、完了届は、それは必要ないということですが、いろんな方が関わっているのですが、ただ、事務局がやはり行くか呼びつけて、今の意見、各委員から出た分の意見をまとめて、適切に処理しておかないといけないのではないのでしょうか。これは、長年の懸案事項との絡みもあるから、地域等の感情も入って、ずっと尾を引いてはいけないので、よく考えてください。まず今、木浦委員が退席しておられますが、司法書士で書類の作成をしておられるので、農地について、また農業委員としての自覚もあるうと思いますが、そこをよく事務局として、また相談して、適切に対応してください。この件は、農業委員会の許可があった場合には、3,000平米ということですから、県の常設委員会での審議を待つということになるので、そこらを我々としてもしっかり踏まえとおかないといけないと思います。事務局もこの件は真剣に捉えとかないのかのと思いますし、また、長くかかり過ぎている案件でもあります。それは地元との関係があって同意がもらえなかったということもあるのですが、そういうことを踏まえての審議にしなければいけないのかと思っています。</p>
<p>事務局</p>	<p>この件につきましてですけれども、ご本人さんも何度かこちらにもお見えになっておりまして、ご本人さんともお話をし、どうする方法が一番いいのかというところで、内部でもお話をいたしましたし、一応県にも相談をさせていただいた上での今回、ここで4条の申請ということになっております。</p> <p>ご本人さんからの意見も拝見しつつ、うちでもこういったような形での申請をとということでの最終的には相談結果に至りました。</p>
<p>12番委員</p>	<p>少し、教えてください。一時転用をして、規模がいくらか分らないけれど、規模が大きいものは完了届が要るの。それは、どのぐらいの規模あるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>それはまた調べて回答させてください。</p>
<p>12番委員</p>	<p>小さい規模でしたら、小さい規模いう規模が分からないのだ</p>

	から、小さければ一時転用をやっても完了届要らないということですか。
事務局	そうですね。一時転用の場合、事務局での確認、最終的には期限が来たら、うちの確認ということで、完了しております。
1 2 番委員	だから、事務局とすれば、一時転用をいつまでにさせてくださいというものが出ているのですから、何かの形で管理をしておかないといけないのではないのでしょうか。
事務局	それについては、リスト化をして再度確認しております。
1 2 番委員	それと、先ほど一時転用で出しておいて、そのままずっと転用しても良いような事が出ましたね。
事務局	それは、はい。
1 2 番委員	一時転用で届けは出したのですが、出しておいて、一時転用が終わったとしてもそのままずっと正規の転用の、何かの転用にしても良いという。そこが良く分かりません。
事務局	一時転用してみて、その後期間が来て、やはり農地として使わずにこのままずっと使いたいなということであれば、一時転用の期間が切れる前に永久転用の申請をしてもらうようになります。
1 2 番委員	一時転用の期限が終わったときにですか。
事務局	期限が終われば、元の農地に戻さないといけないのですけれども、その後にもまた継続して、一時転用ということも可能ですが、その代わりむやみに一時転用というものはできるものではなくて、やむを得ない事情があると認められれば、複数回、通算で5年以内という条件があります。一回一時転用をして、その後なんらかの事情により必要となれば、今度は永久転用という方法を取るようになります。この農地に対しては、もうそのまま転用するかにはなってきます。
7 番委員	一時転用の申請が農地改良ということで出ている、それでそれは農地へ一旦戻さなくてもいいわけですか。
事務局	そうですね。もう事業が完了するその見込みがないということで、実際に資材置場として利用するという話を聞いていますので、その実際の形に合わせてもらったほうがいいですねということで、申請はしてもらって、そういった申請方法でも問題がないかどうかというのは、去年、県に確認させてもらったの

	<p>ですけど、問題はないということで聞いています。</p> <p>梶原委員が懸念されている、工場の周りは、今、開発で、土砂の関係で引っかかっているみたいで、それをまずきれいにしてから、いろんな人の所有者が今、交ざっている状況なのです。</p>
7 番委員	<p>私が思うのは、今、さっき言いました用水路ですよ。あれを手直しを確実にさせておかないと、まだ下に農地ありますので、恐らくその水路が行くのだと思います。</p>
事務局	<p>それは、こっちから指導したいですし、また前回の申請についても詳しいとのこと、話をさせてもらいながら、申請者と進めさせてもらおうとは思っています。</p>
事務局	<p>梶原委員が言われたように、心配されるのが分かっているし、大変こちらも重々承知はしておりますので、こちらはまだ違う関係部署の管理で今、異議がかかってストップをしているという状況ではございまして、今回の部分につきましては、若干違う部分ですので、その辺、あくまでもこの62番のほうでということで、ご審議いただければと思います。すみません。</p> <p>梶原委員が言われる部分については、少し我々も情報収集します。</p>
議長	<p>いろいろご意見もあったようですが、これについて、62番ですか、農地法の4条第1項の規定による許可申請でございしますが、これについて、ほかにご意見等がございしますか。</p> <p>ないようですので、お諮りさせていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>それでは、議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、転用面積が30アール以上のため、一般社団法人広島県農業会議に諮問し、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>異議なしと認め、議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、一般社団法人広島県農業会議に諮問し、異議がなければ許可することに決定をいたします。</p> <p>それでは、退席した木浦委員さん、自席にお戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 復席＝</p>

議長	<p>議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号108番、111番、113番から116番について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は6ページに総括表、9ページ、10ページに内訳、位置図は4ページ、6ページ、7ページになります。</p> <p>初めに、番号108番、農地の所在地は、上平良字河野原の第2種農地で、登記地目は田、面積は2筆の945平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するための申請です。</p> <p>次に、番号111番、農地の所在地は、永原字小坂の第2種農地で、登記地目は畑、面積は1筆の128平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。</p> <p>次に、番号113番から116番は、譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。</p> <p>番号113番、114番、115番、116番、農地の所在地は、宮内字西畑口及び東畑口の第2種農地で、登記地目は田、面積は8筆の724.5平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するための申請です。既に、農地転用の手続を行わずに農地以外の用途、資材置場として使用している農地が一部あるため、番号113番、115番は始末書が提出されています。</p> <p>いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。</p> <p>以上で、議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>是佐委員、河井委員、中山委員、よろしく願いします。</p>
9番委員	<p>9番の是佐です。番号108番について説明します。5月15日に登推進委員と職員さんと3名で現地を行って見ました。そこは、元は田だったのですが、果樹、そんなのがあちこち植えてありました。その周りの土地は、大型車両の入り口、資材置場となっており、また西日本豪雨災害の被災車両の臨時保管所として置いてある周りに何もない土地なので、別に資材置場</p>

	<p>とされても関係はないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>2 番委員</p>	<p>2 番の河井です。農地法の第 5 条の申請について、説明をいたします。番号は、1 1 1 番です。5 月 1 9 日に三田推進委員、事務局 2 名と現地確認をしております。場所は地図の 6 ページで、地図の左下のほうに佃煮製造工場があります。転用目的は、駐車場として軽自動車 2 台を置くためです。周りの農地には、耕作している農地はありませんので、何ら問題はないと思います。以上です。</p>
<p>5 番委員</p>	<p>5 番の中山です。1 1 3 番、1 1 4、1 1 5、1 1 6 は、関連があります。一緒に説明をさせていただきます。5 月 2 0 日に、事務局、岩本委員と現地調査をしました。1 1 3 番と 1 1 5 番については、始末書を提出されております。これは県道津田線のほうへ上っていきますと、左手にサツキセンターとメダカセンターがあるというところなのですが、この場所を一応確認しますところ、周辺に資材置場として許可しても別に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>別にありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第 2 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 2 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定をします。</p> <p>続きまして、議案第 2 8 号 非農地証明交付について、議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 2 8 号 非農地証明交付申請について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は 1 1 ページ、位置図は 7 ページになります。</p> <p>議案と一緒に送付しました現地確認写真、カラーの一枚物の写真がありますけれど、それを併せて御覧ください。</p> <p>番号 1 1 7 番、農地の所在地は、宮内字西畑口、登記地目は畑で、面積は 1 筆、3 6 平方メートルの申請です。関係者は議</p>

	<p>案記載のとおりです。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。</p> <p>以上で、議案第28号 非農地証明交付申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。中山委員。
5番委員	<p>5番の中山です。番号117番です。5月20日、事務局、岩本委員と現地調査を行いました。これは、四季が丘団地の中の側道を入ったところですが、先ほど事務局からも連絡がありましたように、山林化しており、農地としての利用は困難であるということですが、現地調査をしたところ、全くそのとおりです。審議のほうよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。それでは、これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>意見はありませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないので、お諮りをします。</p> <p>議案第28号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第28号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第29号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第29号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、説明させていただきます。</p> <p>これにつきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予制度を受けるための適格者の証明申請です。</p>



	<p>証明の可否に係わるポイントとしまして、「被相続人が生前に農業を営んでいたのか」、「相続人自身が継続して、相続により取得した農地で農業経営を行い、適正な農地管理を行うこと」などが認められるか否かとなります。</p> <p>議案書は12ページ、位置図は8ページになります。</p> <p>番号112番、農地の所在地は、大野中央四丁目、登記地目は田です。面積は3筆で1,512平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行ったところ、農地は適正に耕作されており、適格である旨の証明は可能と考えます。</p> <p>以上で、議案第29号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。山田委員、お願いします。</p>
12番委員	<p>12番の山田です。この件は、5月21日に吉田推進委員、それから事務局と一緒に現地を確認しまして、申請人と一緒に話を聞かせていただきました。該当している農地は、田それから畑とも現在耕作されておりまして、十分に管理されているという状態です。相続後も引き続いて営農のほうを継続させてもらえるということだと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>どうもありがとうございます。それでは、これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ありませんね。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第29号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、適格者である旨を証明することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第29号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、適格者である旨を証明することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第30号 平成31年（令和元年）度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案第31号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、関連案件のため、まとめて審議をいたしますので</p>

事務局

よろしく申し上げます。

事務局から説明をお願いします。

議案第30号 平成31年（令和元年）度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、及び、議案第31号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、説明させていただきます。

議案書は13ページ・14ページです。そして、別に用意しております議案第30号資料①と議案第31号資料①をご覧ください。

これにつきましては、国からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、各市町の農業委員会が毎年その年の活動の点検・評価及び次の年の活動計画について公表することになっております。

今後のスケジュールとしまして、本日、皆さんで審議していただき、決定後、県を通じて国に報告し、市のホームページで公表する予定となっております。

内容につきましては、昨年度と変わっておりません。内容の朗読につきましては省略させていただき、主な点のみ説明させていただきますと思います。

議案第30号資料①のほうの2ページのほうをご覧ください。

Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化のうち、2の平成31年度の目標及び実績をご覧ください。

集積目標が184ヘクタール、集積実績が183ヘクタール、うち新規の実績が2.3ヘクタールで達成率99.5%となっております。

続きまして、3ページ、隣のページの3ページのⅢ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進のうち、2の平成31年度の目標及び実績をご覧ください。

平成31年度の新規参入者は、3経営体ありました。で、参入実績面積は2.3ヘクタールとなっております。こうした成果も、農業委員さんと推進委員さんの日頃の活動のおかげだと考えております。

続きまして、議案第31号資料①、別の資料です。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画を御覧ください。

項目につきましては、先ほどの平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と同じでございます。

初めに、Ⅰの農業委員会の状況（令和2年3月31日現在）についてです。

1の農家・農地等の概要の中で、認定農業者の経営数が28となっており、前の年度の27から1増加しております。

続いて2ページ、担い手への農地の利用集積・集約化のうち、2の令和2年度の目標及び活動計画についてですが、集積目標が184ヘクタールで新規集積面積を2ヘクタールとしてお

	<p>ります。</p> <p>議案第30号 平成31年（令和元年）度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、及び、議案第31号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画については以上でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局からの説明が終わりました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いします。</p> <p>認定農家が増えたこと、集積も若干、目標の倍以上でございますが、これについてご意見等があればお願いします。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第30号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案第31号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、決定することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、異議なしと認め、議案第30号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案第31号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、決定をいたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は15ページ、位置図は8ページ・9ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和2年4月11日から令和2年5月11日までの間に受理した2件です。議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>番号99番、資材置場としての転用の届出ですが、この件につきましては、申請人が廿日市市水道事業からとなっておりますが、本来、市からの公共事業に関わる届出については、農地法及び施行規則により提出は不要となっておりますが、今回、市の事業用地から外れることから、このたび届出が提出されているところでございます。</p> <p>番号106番、一般個人住宅への転用の届出ですが、既に住</p>

	<p>宅用地として使用しているため、始末書が提出されております。</p> <p>いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これについて、ご意見等があればお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は16ページ、位置図は10ページ・11ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和2年4月11日から令和2年5月11日までの間に受理した2件です。議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いをします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>以上で、議事を終わります。</p> <p>委員の皆様には慎重にご審議頂きありがとうございました。</p> <p>次回の第7回農業委員会総会は、7月7日（火）午前10時か</p>

以上のおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 7 月 7 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長 (議長)

\_\_\_\_\_

廿日市市農業委員会委員 (4 番委員)

\_\_\_\_\_

廿日市市農業委員会委員 (5 番委員)

\_\_\_\_\_